

事務連絡

平成23年1月20日

各厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

担当者 殿

各都道府県水道行政主管部局 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

給水管の凍結による断水被害の防止に係る措置について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

最近の連日の寒波により九州地方において、屋外の散水栓等の給水管が凍結し破裂すること等による漏水が相次ぎ、配水池の水位が低下し大規模な給水制限に至る事例が報告されています。

各水道事業者におかれましては気象状況に注意し、寒波が予想される時等には、需要者に対して水道凍結への注意を喚起し、水抜きや屋外に露出している給水管の保温等の凍結防止策の広報活動を行う等の情報提供を十分行うとともに、配水池水位の監視等、被害個所の早期把握に努めるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。